

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

新規 廃止 変更

令和6年6月～

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
		イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	チ 1週当たりの標 準的な回数を定 める場合	リ 1月当たりの回 数を定める場合				
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	(1)1週に1回程度 の場合	事業対象者・要支援1・2	日割の場合 ÷ 30.4日	1176	1月につき		
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割			39単位	39	1日につき			
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ		(2)1週に2回程度 の場合	事業対象者・要支援1・2	日割の場合 ÷ 30.4日	2,349	1月につき		
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割					77単位	77	1日につき	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ		(3)1週に2回を超える程度 の場合	事業対象者・要支援2	日割の場合 ÷ 30.4日	3,727	1月につき		
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割					123単位	123	1日につき	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回につき			
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179				
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ			(二)所要時間45分以上の場合	220				
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163				
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施 減算	(1)1週に1回程度 の場合	12単位減算	-12	1月につき			
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ			(2)1週に2回程度 の場合	23単位減算	-23	1月につき		
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		日割の場合 ÷ 30.4日		1単位減算	-1	1日につき		
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		(3)1週に2回を超える程 度の場合	37単位減算	-37	1月につき			
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅳ		リ 1月当たりの回 数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき		
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅴ				(2)生活援助が中心である場 合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅵ					(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算		-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき			
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算					
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算					
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき			
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき			
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 15% 加算		1回につき			
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき			
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき			
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき			
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき			
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき			
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき			
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ス 初回加算		200 単位 加算	200	1月につき			
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位 加算	100	1月1回限度			
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位 加算	200				
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヲ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1月1回限度			
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000		1月につき			
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000					
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000					
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000		1月につき			
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000					
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000		1月につき			
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000					
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000					
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000					
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000					
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1001				
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000				
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000				
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000				
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000				
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000				
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000				
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000				
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000				
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000				
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000				
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 118/1000					
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 100/1000					
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 76/1000					